

大桑村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（第Ⅱ期）

令和 5 年 4 月 1 日 最終更新
令和 3 年 4 月 1 日 策定

1. 概要

（1）背景

平成 20 年 3 月に策定した大桑村耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を基に、促進計画（第Ⅱ期）を平成 28 年 4 月に、促進計画（第Ⅲ期）を令和 2 年度に策定している。これに定める住宅耐震化率 90% の目標達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発及び耐震化に要する費用への助成事業を設け財政的支援を積極的に行い、耐震化の促進に取り組んでいる。

国は、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅の耐震化に伴う積極的な普及啓発を行う地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととした。

また、長野県においても、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し取り組む市町村に対し、平成 29 年から耐震改修工事に係る費用の補助金限度額を 60 万円から 100 万円に引き上げるなど、県内の住宅耐震化を積極的に促している。

このような状況の下、村でも、より積極的な住宅耐震化を進めるため、大桑村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（第Ⅱ期）（以下「アクションプログラム（第Ⅱ期）」という。）を策定する。

（2）目的と位置づけ

アクションプログラム（第Ⅱ期）は促進計画（第Ⅲ期）に基づき策定するものとし、促進計画（第Ⅲ期）の定めた目標の達成に向け、住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進等に係る取り組みや啓発等を図るとともに、住宅所有者等の経済的軽減を図り、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

（3）対象区域

アクションプログラム（第Ⅱ期）の対象区域は、大桑村全域とする。

（4）計画期間

アクションプログラム（第Ⅱ期）の計画期間を、令和 3 年度から令和 7 年度までとする。

(5) 対象建物

アクションプログラム（第Ⅱ期）の対象建物は、対象区域内の建物のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手された個人住宅とする。

2. 取り組み内容

(1) 住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進

- ・戸別訪問の実施や耐震化普及啓発資料を納税通知書に同封し送付する。

(2) 耐震診断実施済住宅の所有者等に対する耐震改修の促進

- ・耐震診断結果報告に合わせ耐震化の意識啓発及び補助制度について説明し、改修事業者リストを提供する。
- ・一定期間を経過しても耐震改修を行っていない所有者等に対しては、電話や戸別訪問により再度耐震改修を促す。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み

- ・県及び関係団体等と連携し、講習会を開催。改修事業者等の受講を促し、改修事業者等の技術力向上に努める。
- ・住宅所有者等が改修事業者等への接触が容易となるよう、講習を受講した改修事業者のリストを作成し公表する。

(4) その他の普及啓発の実施

- ・防災訓練等の催しに併せて普及啓発に関するパンフレットの配布を行う、役場庁舎等に 2 週間以上パネルを展示する等、周知を図る。
- ・村広報誌等により耐震改修等に関する記事の掲載及び耐震改修等に関するチラシを村内各戸配布し周知する。

3. アクションプログラムの進捗の管理

(1) 進捗状況の公表

アクションプログラム（第Ⅱ期）の取り組み内容について、耐震診断や耐震改修実績等を毎年度終了後に村のホームページにて公表する。

(2) 取り組みのフィードバック

効果的な耐震化促進につなげるため、村内における住宅耐震化の進捗状況を把握し、促進計画（第Ⅲ期）や国・県の方針との連携を図り必要に応じて見

直し検討を行う。

4. 実施の目標

	木造住宅耐震診断		木造住宅耐震改修	
	目標	実績	目標	実績
令和元年度	1	1	0	0
令和2年度	2	2	1	1
令和3年度	2	2	1	1
令和4年度	3	4	2	0
令和5年度	4		2	
令和6年度	5		2	
令和7年度	6		3	